

印西市



教育振興基本計画

平成25年度～29年度

—きらり輝く印西の子ども—

平成25年3月
印西市教育委員会

教育振興基本計画 目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨・背景	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画の対象	3

第2章 計画の基本理念

第1節 計画の基本理念・目標	4
1 計画の基本理念	4
2 計画の目標	4
3 計画の基本方針	5
第2節 施策の体系	6

第3章 基本計画

第1節 健やかな心と体を育む教育の推進	7
1 きらり輝く印西の子ども育成事業の推進	7
2 読書活動の推進	9
3 食育の推進	11
4 健やかな体を育む教育の推進	12
5 豊かな心を育む教育の推進	16
6 幼児教育の充実	19

第2節	活力ある学校づくり	21
1	学習指導の充実	21
2	きめ細やかな教育支援の推進	25
3	国際理解教育の推進	28
4	教育の情報化の推進	30
5	特別支援教育の推進	33
6	学校・幼稚園施設の充実	35
第3節	学校・家庭・地域の連携強化	37
1	学校安全の推進	37
2	開かれた学校づくりの推進	40
3	教育資源の活用	42

第4章 計画の推進

第1節	計画の推進体制	44
第2節	計画の周知	44
第3節	計画の進行管理	44
第4節	重点施策	45

資料編

印西市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

印西市教育振興基本計画策定懇話会委員名簿

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨・背景

近年、急速に進む社会の少子高齢化や情報通信技術の発達などに見られる高度情報化、さらには社会・経済のグローバル化などにより社会全体が大きく変化しています。

一方、教育分野においては、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの課題が指摘されています。

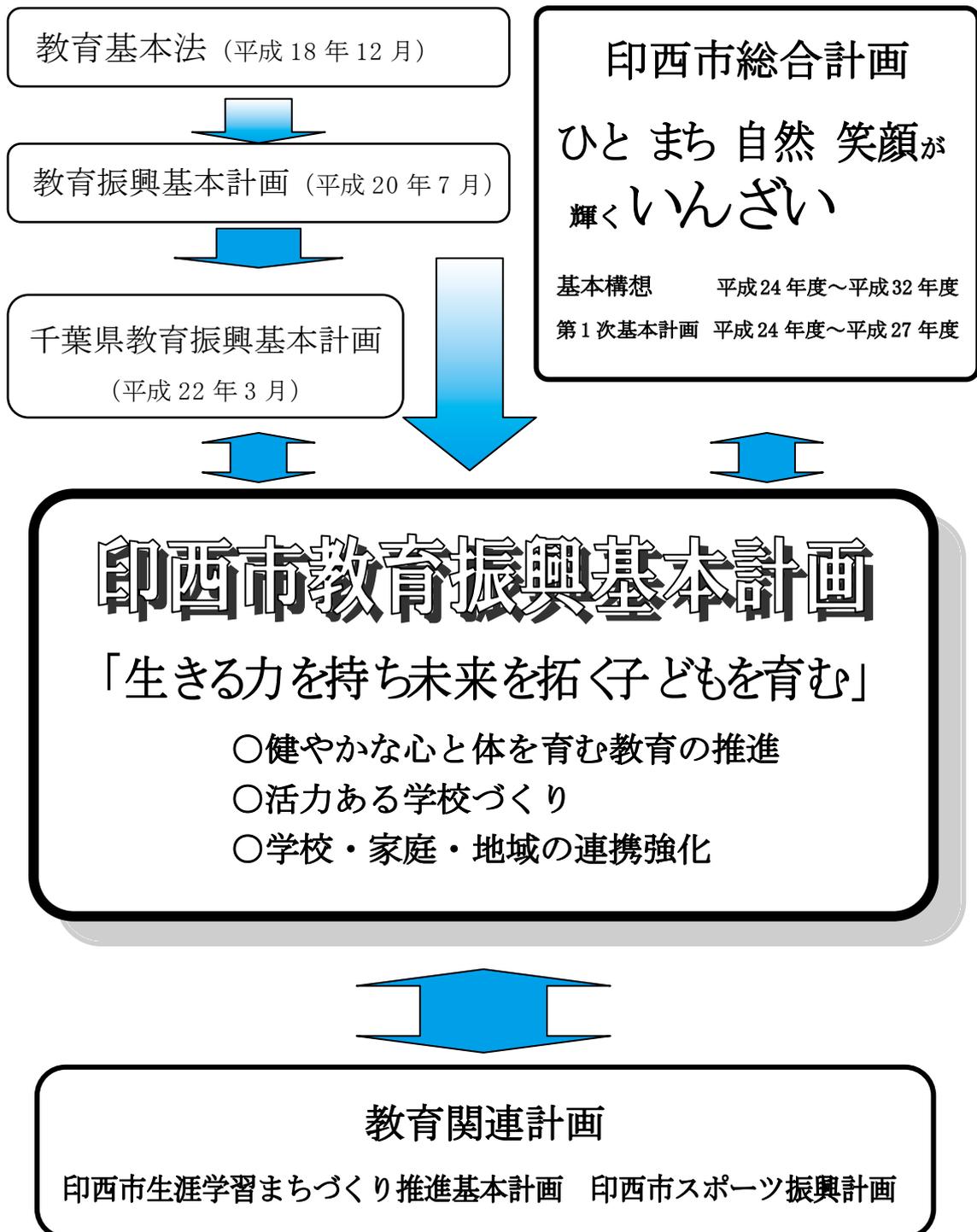
こうした教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、教育基本法が制定から60年を経て、平成18年に改正されました。新しい時代にふさわしい教育の実現のため、豊かな情操と道徳心を養うことや個人の価値観の尊重、伝統と文化の尊重など、新たに達成すべき教育の目標が掲げられ、新しい時代の教育の理念が明確に示されました。

また、この改正教育法では、国は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興計画を策定することと、地方公共団体においては、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

印西市教育委員会では、これまでも市の基本構想、基本計画に基づいて、子どもたち一人一人の個性を大切に、心身ともに健やかに成長できるように、学習指導の充実や教育の情報化推進など様々な施策を展開してきましたが、改正教育基本法の趣旨に鑑み、また、平成24年度からスタートした「印西市総合計画」を踏まえながら、教育行政に関して、中長期的な視点から今後5年間取り組むべき施策の体系をより明確にし、それをさらに着実に推進していくために、改正教育基本法に基づく教育振興の施策に関する基本的な計画として、本計画を定めるものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づくとともに、国並びに県の教育振興基本計画を参考にし、印西市総合計画と整合性を図り策定したものです。



第3節 計画期間

本計画は、平成25年度を初年度、平成29年度を目標年度とする5カ年計画とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

第4節 計画の対象

本計画については、義務教育段階における学校教育を中心としたものであり、幼児・児童・生徒を主な対象とするものです。社会教育等の学校外で行われる子どもの教育については、連携の視点から盛り込んでいます。



第2章 計画の基本理念

第1節 計画の基本理念・目標

1. 計画の基本理念

これからの教育には、変化の激しい社会を担う子どもたちに、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の3本を柱とする「生きる力」をつけることが求められています。

教育委員会では、「健やかな心と体を育む教育」を教育施策の基調として、次の学校教育の基本理念を定めます。

生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む

2. 計画の目標

基本理念を実現し、具体化していくための方向性として、次の3つの目標を定めます。

(1) 「健やかな心と体を育む教育の推進」

「健やかな心と体を育む教育」を基調として、道徳教育の充実や豊かな体験活動、芸術文化体験事業や読書活動の推進、教科体育の充実、運動部活動の推進や小学校駅伝競走大会、食育や生活習慣作りなどを通して、健やかな心と体の育成に向けて取り組みます。

(2) 「活力ある学校づくり」

活力ある学校づくりのために、教育課題の調査、研究、開発を基盤として、特色ある教育課程の工夫、確かな学力の育成、校内研修の充実、指導法の工夫改善等を積極的に行います。

(3) 「学校・家庭・地域の連携強化」

学校・家庭・地域の連携強化に向けて、子供たちが安全で安心な学校生活を送れるような教育環境づくりを進めます。また、学校ホームページによる情報提供や学校支援ボランティア事業を中心に、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

3. 計画の基本方針

本計画の基本理念と目標の具現化のために、以下の15の基本方針を定め、取組の方向性を示します。

1 「健やかな心と体を育む教育の推進」

- | | |
|-------|--------------------|
| 基本方針1 | きらり輝く印西の子ども育成事業の推進 |
| 基本方針2 | 読書活動の推進 |
| 基本方針3 | 食育の推進 |
| 基本方針4 | 健やかな体を育む教育の推進 |
| 基本方針5 | 豊かな心を育む教育の推進 |
| 基本方針6 | 幼児教育の充実 |

2 「活力ある学校づくり」

- | | |
|-------|---------------|
| 基本方針1 | 学習指導の充実 |
| 基本方針2 | きめ細やかな教育支援の推進 |
| 基本方針3 | 国際理解教育の推進 |
| 基本方針4 | 教育の情報化の推進 |
| 基本方針5 | 特別支援教育の推進 |
| 基本方針6 | 学校・幼稚園施設の充実 |

3 「学校・家庭・地域の連携強化」

- | | |
|-------|--------------|
| 基本方針1 | 学校安全の推進 |
| 基本方針2 | 開かれた学校づくりの推進 |
| 基本方針3 | 教育資源の活用 |

第2節 施策の体系

基本理念 目標

基本方針

施策

生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む

1 健やかな心と体を育む
教育の推進

1 きらり輝く印西の子ども育成事業の推進

1-1 特色ある教育活動の支援
1-2 小学校駅伝競走大会の開催
1-3 子どもの学び支援事業の推進

2 読書活動の推進

2-1 読書活動の推進
2-2 学校図書館の充実

3 食育の推進

3-1 食に関する指導の推進
3-2 学校給食の充実

4 健やかな体を育む教育の推進

4-1 学校体育の充実
4-2 学校保健衛生の充実

5 豊かな心を育む教育の推進

5-1 情操教育の充実
5-2 体験活動の推進
5-3 郷土愛を育む教育の推進

6 幼児教育の充実

6-1 情報提供と学習機会の充実
6-2 幼・小・中の連携
6-3 個に応じた教育の推進

2 活力ある学校づくり

1 学習指導の充実

1-1 個性や能力を伸ばす教育の推進
1-2 確かな学力を育むための研修の充実
1-3 教育課題への指導・支援の充実

2 きめ細やかな教育支援の推進

2-1 適応指導教室事業の推進
2-2 教育相談の充実

3 国際理解教育の推進

3-1 国際理解教育の推進
3-2 外国人子女等への学校生活支援の充実

4 教育の情報化の推進

4-1 教育関係資料収集・活用
4-2 ICTを活用した学習指導の推進
4-3 情報セキュリティの確保
4-4 教育広報の充実

5 特別支援教育の推進

5-1 特別支援体制の充実
5-2 就学指導の推進

6 学校・幼稚園施設の充実

6-1 安全な学校・幼稚園施設の推進
6-2 学区の適正化

3 学校・家庭・地域の
連携強化

1 学校安全の推進

1-1 安全教育の充実
1-2 安全管理の充実

2 開かれた学校づくりの推進

2-1 教育情報の積極的な提供
2-2 学校評価の活用

3 教育資源の活用

3-1 自然体験学習の推進
3-2 キャリア教育の推進
3-3 交流事業の充実

第3章 基本計画

第1節 目標（1） 健やかな心と体を育む教育の推進

1 きらり輝く印西の子ども育成事業の推進

現状と課題

○現状

- ・子どもたちがたくましく心豊かに成長することを願い、一人一人の人間形成と生きる力の育成を目指す学校教育を展開しています。
- ・都市化、少子高齢化、情報化社会の進展等、社会の急速な変化の中で、地域や家庭の子育て機能の低下が指摘されています。

●課題

- ・子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、教育環境の整備、教育活動の充実を推進する必要があります。
- ・生活習慣の変化と、日常生活における運動する機会や屋外での遊びの減少等のため、子どもの基礎的な体力・運動能力の個人差の広がりが見られます。

施策 1-1 特色ある教育活動の支援

施策の内容

子どもたちの個性や能力の伸張を図るために、特色を持って取り組んでいる教育活動を支援する「特色ある教育活動推進事業」を展開します。

《主な取組》

- ① 特色ある教育活動への支援

施策1-2 小学校駅伝競走大会の開催

施策の内容

スポーツを通して心身ともにたくましい子どもを育成するために、「小学校駅伝競走大会」を開催します。

《主な取組》

- ① 小学校駅伝競走大会の開催

施策1-3 子どもの学び支援事業の推進

施策の内容

子どもたちの学びをより豊かに発展させるために、体験学習を充実させる「子どもの学び支援事業」を展開します。

《主な取組》

- ① ものづくり体験学習の推進



2 読書活動の推進

現状と課題

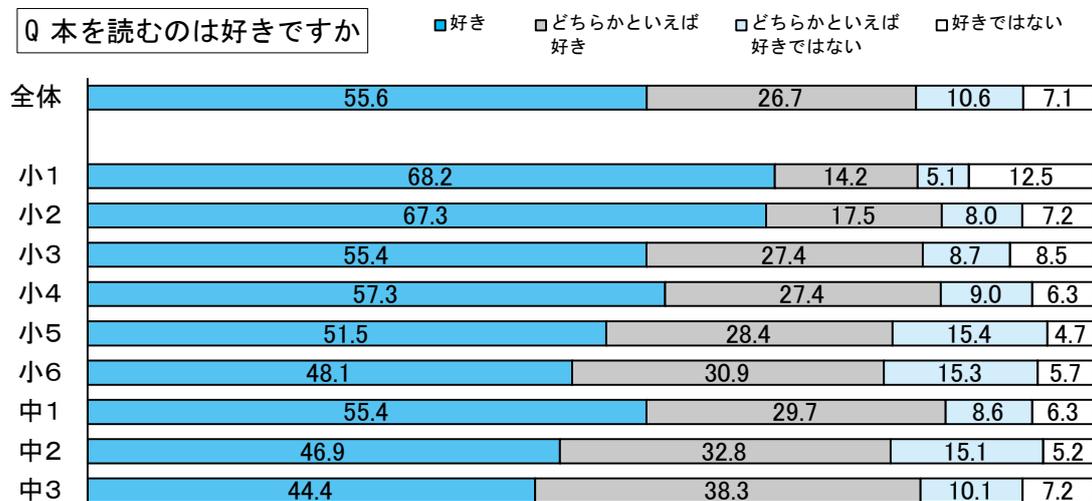
○現状

- ・印西市の児童生徒の8割が読書に高い興味関心を持っています。読書を楽しむ子どもの育成のために、全校一斉の読書活動（朝読書等）を位置付けたり、教師や図書ボランティアによる読み聞かせなどに積極的に取り組んだりしています。
- ・学校により蔵書率に偏りがあります。そこで、全小中学校にネットワーク型学校図書館システムを導入し、学校間相互貸出をすることにより、図書資料の有効利用を図っています。
- ・学校図書館司書を全中学校へ配置した結果、学校図書館の利用率が高まってきました。平成24年度からは、全小学校へ週1日学校図書館司書を派遣しています。

●課題

- ・調べ学習や多様な読書活動の更なる推進を図るため、市立図書館との連携を進め、学習テーマ（課題）に関わる図書の紹介や図書資料の充実を図る必要があります。
- ・子どもの読書活動の更なる活性化のために、学校図書館司書を計画的に配置し、学校図書館の環境整備と機能の充実を図る必要があります。

資料：平成24年度印西市学習意識・生活状況調査結果より



施策 2-1 読書活動の推進

施策の内容

自ら進んで本を手にとる子どもを育てるために、読書環境を整備し、読書指導の工夫に努めます。

《主な取組》

- ① 学校図書館を活用した授業づくりの推進
- ② 朝読等、全校一斉読書の推進
- ③ 各種広報紙、ホームページ等による情報発信
- ④ 図書ボランティアの活用による読書活動の充実

施策 2-2 学校図書館の充実

施策の内容

(1) 学校図書館の資料の整備充実

図書館システムの有効な活用に努めます。

《主な取組》

- ① 図書館システムの活用による学校間貸出の推進
- ② 計画的な図書資料の選定と購入

(2) 市立図書館との連携事業の開催

市立図書館との連携を深め、多方面から子どもたちの読書活動を支えます。

《主な取組》

- ① 学校図書館担当者会議、学校図書館司書連絡会での情報交換
- ② 市立図書館からの団体貸出の利用促進
- ③ スクール便貸出事業
- ④ 図書館司書研修会の開催

(3) 学校図書館の環境整備と機能の充実

司書の配置を推進し、子ども達が読書に興味を持ち、利用しやすい図書館づくりに努めます。

《主な取組》

- ① 司書の増員及び適切な配置
- ② 学校図書館司書連絡会の定期的な開催

3 食育の推進

現状と課題

○現状

- ・児童生徒が望ましい食習慣を身に付け、食を通じた心身の健全な発達を図るために、学校給食を通じた食育を推進し、栄養バランスと衛生面に配慮した安全・安心で美味しい学校給食を提供しています。
- ・市内全小中学校で食育を学校教育活動に位置付けて実施しています。
- ・小学1年生、小学3年生で栄養指導教室を実施しています。
- ・小学5年生、中学1年生で生活習慣病予防教室を実施しています。
- ・市内全小中学校で食に関する指導教室を実施しています。

●課題

- ・望ましい食生活の実践のために、学校・家庭・地域が連携した食育に関する取組を推進していく必要があります。

施策 3-1 食に関する指導の推進

施策の内容

子どもたちが望ましい食習慣を身に付け、健康的な生活習慣を形成するために食育を推進します。

《主な取組》

- ① 食に関する指導の全体計画に基づいた計画的・継続的・組織的な指導
- ② 栄養教諭等と教職員が連携した食育の推進
- ③ 学校・家庭・地域と連携した食育に関する取組の推進
- ④ 体験活動を取り入れた指導内容の充実（地域人材、ちば食育ボランティア、ちば食育サポート企業等の積極的な）活用

施策 3-2 学校給食の充実

施策の内容

成長期にある児童生徒の健康の増進、体力の向上を図るために、バランスのとれた栄養豊かな学校給食を提供します。

《主な取組》

- ① 献立の工夫改善
- ② 衛生管理の徹底
- ③ 残渣等の再資源化
- ④ 食物アレルギー対策
- ⑤ 学校給食センター老朽化への対応

4 健やかな体を育む教育の推進

○現状

- ・生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育成するため、教科体育及び運動部活動の充実を図っています。
- ・児童生徒の体力・運動能力の分析や指導技術の向上を図るために、指導者を対象とした研修会を実施しています。
- ・児童の体力向上を図るために、小学校駅伝競走大会を実施しています。
- ・中学校部活動の充実と活性化のために、専門的な知識や経験を持つサポーター（外部人材）を派遣し、顧問教員と協力しながら生徒への指導にあたっています。
- ・学校保健安全法に基づき健康診断、保健指導等の学校保健事業を推進し、児童生徒の心身の健康の保持増進を図るとともに、児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、施設の良い衛生管理に努めています。
- ・児童生徒及び学校職員の健康の保持増進を図るため、健康教育に必要な教材を整備し、保健指導の充実を図っています。
- ・学校医、学校歯科医、保健師、歯科衛生士等の協力を得て指導の充実に努めています。
- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、保健主事、養護教諭、栄養教諭等で構成される学校保健会を設置し、学校保健の推進及び調査研究に努めています。
- ・小児生活習慣病予防検診を小学校5年生、中学校1・3年生に実施し、小児生活習慣病の予防に努めています。また、養護教諭、栄養教諭等による予防教室・事後指導も実施しています。
- ・歯と口の健康を推進するため、学校歯科医、歯科衛生士等によるブラッシング指導を実施し、歯科保健の充実に努めています。
- ・環境衛生検査の実施により、児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるように学校環境の改善に努めています。

●課題

- ・体育授業において、学習内容の確実な習得のために、体の動かし方や運動の仕方などの認識的な学習活動場面を積極的に取り入れていく必要があります。

- ・体力テストの投力については低下傾向が見られるため、発達段階に応じた正しい投げ方の系統的な指導が必要です。
- ・基本的な生活習慣の確立に向け、家庭や地域とも連携し、正しい知識と習慣が身に付くよう支援していく必要があります。
- ・肥満ややせ傾向、アレルギー性疾患など、より個別性が問われる健康課題への対処について、個に応じたきめ細やかな指導を充実させる必要があります。

施策 4-1 学校体育の充実

施策の内容

(1) 学校体育の充実

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるために、体育授業を中心とした教育活動全体を通して運動やスポーツの楽しさや喜びにふれさせ、体力・運動能力の向上を図ります。

《主な取組》

- ① 体育主任会議、体育科研修会の充実
- ② 小学校駅伝競走大会の開催
- ③ 中学校武道学習における積極的な外部指導者の活用
- ④ 授業や大会等における順天堂大学との連携の強化
- ⑤ 運動に親しむ能力を育成するための授業改善（楽しさを実感できる授業、体の動かし方やコツがわかる授業、運動の日常化につなげることができる授業）

(2) 運動部活動の充実

責任感や連帯感など望ましい人間関係を形成するとともに、個々の特性や能力の伸長を図ります。

《主な取組》

- ① 部活動サポート事業による指導者派遣
- ② 部活動補助金交付事業による経済的支援

施策 4-2 学校保健衛生の充実

施策の内容

(1) 健康教育の推進

児童生徒及び学校職員の健康の保持増進を図るため、健康教育に必要な教材を整備し、保健指導の充実を図ります。

《主な取組》

- ① 保健指導教材の整備
- ② 薬物乱用防止教育の推進

(2) 学校保健会活動の充実

学校医や学校歯科医、学校薬剤師の協力を得て、学校保健の推進及び調査研究に努めます。

《主な取組》

- ① 学校医、学校歯科医、学校薬剤師との連携
- ② 各専門部会（学校薬剤師、養護教諭、栄養教諭等）の活動の支援
- ③ 「印西市の学校保健」（小冊子）と学校保健会報の発行

(3) 健康診断の実施と事後措置の徹底

学校保健安全法に基づき、健康診断を実施します。また、健康診断により健康状態を把握し、計画的な保健指導に努めます。

《主な取組》

- ① 就学前児・児童・生徒の健康診断の実施
- ② 健康診断結果の集計と分析
- ③ 個別指導の充実（治療勧告）

(4) 小児生活習慣病の予防

小児生活習慣病予防検診及び予防教室・事後指導を実施し、小児生活習慣病の予防に努めます。

《主な取組》

- ① 小児生活習慣病予防検討部会の実施（学校医、養護教諭、栄養教諭等）
- ② 小児生活習慣病予防検診の実施（小学5年生、中学1・3年生）
- ③ 養護教諭、栄養教諭等による小児生活習慣病予防教室及び事後指導・個別相談の実施

(5) 口腔衛生事業の推進

歯と口の健康を推進するため、歯科保健指導の充実に努めます。

《主な取組》

- ① 学校歯科保健検討部会の実施（学校歯科医、養護教諭、歯科衛生士等）
- ② 学校歯科医、歯科衛生士等による歯科相談・ブラッシング指導の実施

(6) 保健室機能の充実

児童生徒の心身の健康の保持増進を図るため、保健室を整備し、カウンセリング機能の充実に努めます。

《主な取組》

- ① 保健室の整備
- ② 健康相談の実施

(7) 学校環境衛生の充実

児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、環境衛生検査を実施し、学校環境の改善に努めます。

《主な取組》

- ① 照度照明環境検査
- ② 飲料水・プール水質検査
- ③ 空気検査（ホルムアルデヒド・二酸化炭素・二酸化窒素）
- ④ ダニアレルゲン検査

5 豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

○現状

- ・ 道徳教育推進教師を中心に、教員の指導力向上を図り、学校の教育活動全体を通して道徳教育を推進するよう努めています。
- ・ ボランティア活動や自然体験学習、職場体験学習等を教育課程に位置付け、道徳教育や特別活動、総合的な学習との関連を図りながら体験活動を実施しています。
- ・ 学校教育全体を通して人権意識を高め、一人一人を大切にする教育を推進しています。
- ・ 各小中学校に「歴史資料室」を設置して、その活用を図っています。
- ・ 児童生徒が地域の方から神楽の舞や雅楽、獅子舞の指導を受け、地域の行事に参加して、練習の成果を発表しています。
- ・ さわやかハートフルコンサートや小学校芸術鑑賞教室を開催し、豊かな情操を育むとともに、日本の伝統芸能の素晴らしさに触れる機会としています。

●課題

- ・ 規範意識や思いやりの心等、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成が求められているため、道徳教育や人権教育に対する教職員のさらなる意識の高揚と、指導力の向上を図る必要があります。
- ・ 現実味を帯びた実体験は、子どもたちに大きな感動を与え、感性を目覚めさせるとともに、人間性、感性に訴えかける心の教育にもつながります。そのため、体験活動をさらに充実させ、児童生徒の自主性やコミュニケーション能力等を、計画的・系統的に育成していくことが課題です。
- ・ 地域の様々な魅力を認識し、より一層郷土に対する愛着や誇りを高めていくことが求められているため、主体的に郷土に関わり、地域に誇りを持って生きる児童生徒の育成を目指して、地域との連携をさらに深める必要があります。

施策 5-1 情操教育の充実

施策の内容

(1) 道徳教育の充実

豊かな情操や規範意識、自他ともに尊重し命を大切にする心、公共心、伝統や文化を尊重する心など、児童生徒の人格形成の基盤となる道徳性を育成するため、道徳の時間を要とした教育活動全体を通して道徳教育を推進します。

《主な取組》

- ① 道徳教育全体計画の改善と校内推進体制の充実
- ② 道徳教育集中研修会の実施

(2) 人権教育の推進

自尊感情を高め、自他ともに大切にする意識・態度を育成するため、差別やいじめを許さず、日常的に人権教育を推進します。

《主な取組》

- ① 人権教育全体計画の改善と心を育てる教育の充実
- ② 人権教育研修の実施
- ③ いじめに関するアンケートの定期的な実施
- ④ 家庭・地域や関係機関との連携による人権意識の啓発

(3) 芸術文化体験事業の充実

幅広い音楽活動や日本の伝統芸能の鑑賞を通して、豊かな情操を養います。

《主な取組》

- ① さわやかハートフルコンサートの開催
- ② 小学校芸術鑑賞教室の開催



施策 5-2 体験活動の推進

施策の内容

自主性やコミュニケーション能力、思考力や発想力、判断力や行動力などを育むとともに、人間性、感性に訴えかける心の教育のために、豊かな体験活動を推進します。

《主な取組》

- ① 中学校職場体験学習の実施と小学校就業密着観察学習の支援
- ② 奉仕等体験活動の実施
- ③ 自然体験学習の実施
- ④ みどりの少年団活動の推進

施策 5-3 郷土愛を育む教育の推進

施策の内容

地域をよく知り、母校を愛する心、地域を大切にする心を育てるため、郷土愛を育む教育を推進します。

《主な取組》

- ① 各小・中学校に設置している「歴史資料室」の内容の充実
- ② 地域の伝統芸能の体験
- ③ 社会科副読本の活用による地域の先人の業績の学習
- ④ 地域教材の開発



6 幼児教育の充実

現状と課題

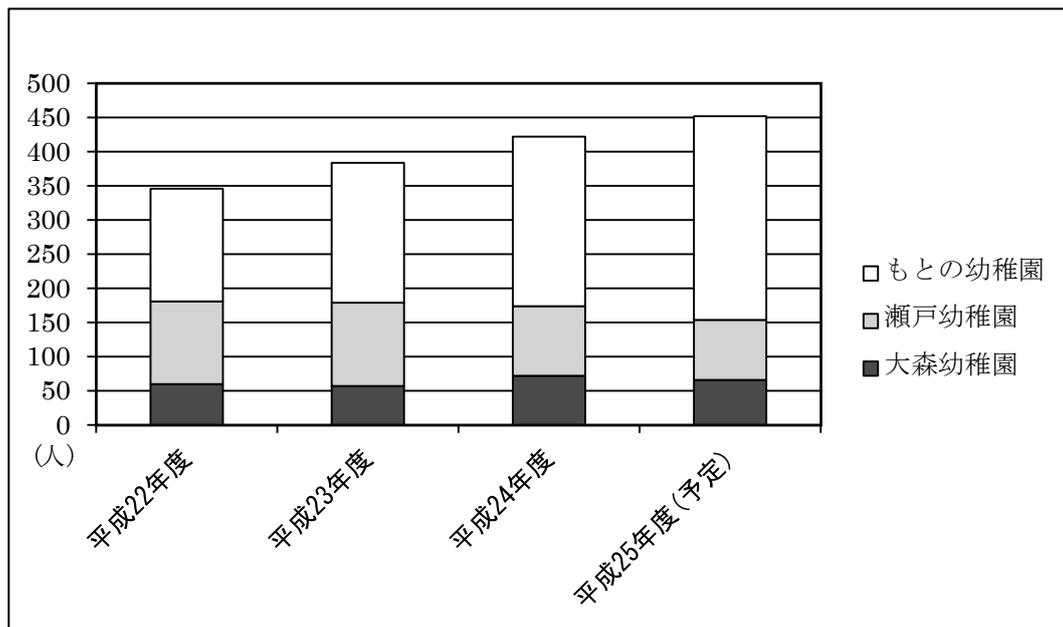
○現状

- ・市内公立幼稚園の園児数は年々増加傾向にあります。
- ・地域の実情や幼児の実態に基づき、心身の調和のとれた発達の基礎を培うために、きめ細かな指導を心がけています。
- ・特別に配慮を必要とする幼児が増えており、一人一人の教育的ニーズも多様化しています。

●課題

- ・幼児一人一人の望ましい発達を促すため、家庭や地域との連携をさらに強化する必要があります。
- ・幼児の主体的な活動を確保し、計画的に環境を構成するため、職員の研修を充実させる必要があります。
- ・特別に配慮を必要とする幼児を含め、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うため、さらに体制を強化する必要があります。

資料：公立幼稚園 園児数の推移



施策 6-1 情報提供と学習機会の充実

施策の内容

人間形成の基礎が培われる極めて重要な幼児期において、幼児一人一人の望ましい発達を促すため、家庭や地域と連携し、幼児教育の充実を図ります。そのために、職員や保護者への情報提供や、学習機会の拡充に努めます。

《主な取組》

- ① 幼児教育に関する様々な情報の提供
- ② 園外研修等への積極的な参加
- ③ 組織的・計画的な園内研修の推進
- ④ 保護者会や地域懇談会の開催

施策 6-2 幼稚園・小学校・中学校の連携

施策の内容

同じ中学校区内の小学校、中学校と連携し、子どもたちの交流や職員間の情報交換を通して、協力しながら幼児教育の充実を目指します。

《主な取組》

- ① ゆめ・仕事ぴったり体験や職場体験を通しての交流
- ② 諸行事を通しての交流
- ③ 情報交換会の開催

施策 6-3 個に応じた教育の推進

施策の内容

特別な支援を必要とする子どもたちの健やかな成長、発達を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行います。

《主な取組》

- ① 子ども発達センターとの連携
- ② 介助や指導補助のための非常勤職員の配置
- ③ 相談支援ファイルを活用した早期就学相談の実施

第2節 目標（2） 活力ある学校づくり

1 学習指導の充実

現状と課題

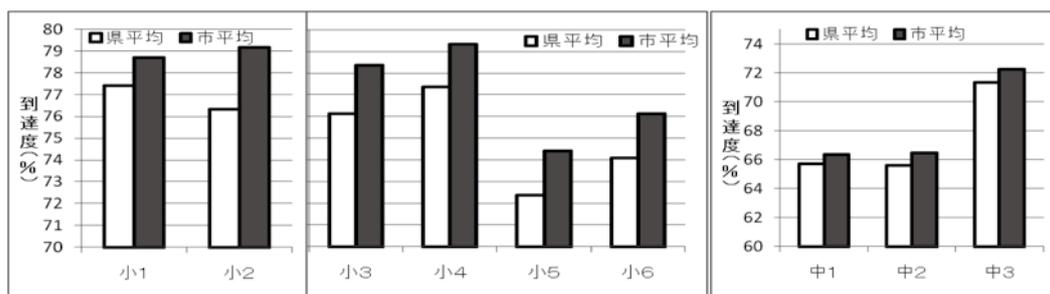
○現状

- ・学力向上に向けた「生徒指導の機能を重視した『わかる授業』の展開」が求められています。有効な指導・支援の充実を図るため、情報の収集をし、指導法の研修の充実に努めています。
- ・市内各小中学校や市教育センター主催で行われる研修会において、学習指導要領に示された内容に関する確認・指導・支援を行なっています。
- ・各学校における成果や課題を情報交換し、各学校の実態に応じた学力向上対策を行っています。
- ・電子黒板等の ICT*1 活用への積極的な取り組みを行っています。
- ・各教科領域別の授業力アップ、教育相談や特別支援教育、図書館教育、ICT活用等の研修会を実施しています。その他に、主任等研修会、対象者（道徳教育・若年層）研修会も実施しています。
- ・教職インターンシップ事業を積極的に行い、人材の育成と学校の活性化を図っています。

●課題

- ・若年層教員の増加に向け、個々の授業力アップを図るために、実践的な授業研修を充実させる必要があります。
- ・二極化傾向にある学力の改善に向けた指導法の確立、またどう支えフォローするのか、個への支援体制のあり方を構築する必要があります。
- ・リーダーの育成がまだ不十分な面があり、集団作りや学級経営に対する研修を更に充実させる必要があります。

資料：平成23年度千葉県標準学力検査結果 市教育センター調査より



施策 1-1 個性や能力を伸ばす教育の推進

施策の内容

- ・市内全教員が学習指導案を作成して授業研修を行います。
- ・思考力・判断力・表現力の育成に向け、きめ細やかな指導を目指します。
- ・「生きる力」の基盤となる自己表現力の育成を図るため、国語科を軸として、各教科の連携を図り、指導法の工夫に努めます。

《主な取組》

- ① 「生徒指導の機能を重視した『わかる授業』展開」の推進
- ② 基礎学力向上のための対策の推進
- ③ 個に応じた指導方法の工夫・改善及び指導体制の充実
- ④ ICT*1を活用した授業づくりの推進
- ⑤ 学力向上プロジェクトの実施
- ⑥ 学校支援ボランティア・学生ボランティアの活用
- ⑦ 教職インターンシップ「あすなる先生」の派遣（秀明大学との連携）
- ⑧ 少人数学習指導員の配置
- ⑨ デジタル教材の効果的な活用
- ⑩ 教材備品の計画的な整備

施策 1-2 確かな学力を育むための研修の充実

施策の内容

(1) 主任・推進教職員等研修の充実

多様化する教育課題に対応するために、研修体制を更に充実させ、教職員の資質・力量を高めるよう努めます。

《主な取組》

- ① 教務主任研修会の開催
- ② 生徒指導担当者研修会の開催
- ③ 情報教育研修会の開催
- ④ 国際理解教育担当者研修会の開催
- ⑤ 学校図書館担当者研修会の開催
- ⑥ 体育主任研修会の開催

- ⑦ 安全主任研修会の開催
- ⑧ 養護教諭研修会の開催
- ⑨ 特別支援教育コーディネーター研修会の開催
- ⑩ 教育相談研修会の開催
- ⑪ 道徳教育集中研修会の開催

(2) 指導法等の研修の充実

- ・教職員の指導力向上と児童生徒の自立のため、研修機会の拡大と最新の教育課題に応じた各種研修活動に努めます。
- ・指導法や教材教具の工夫、評価のあり方、情報教育機器の活用等の観点からも指導助言を行い、学力向上に努めます。

《主な取組》

- ① 全教科教材研究等に関する研修会の開催
- ② 学習指導法等に関する研修会の開催
- ③ 実技研修会の開催
- ④ ICT 活用研修会の開催
- ⑤ 情報教育研修会の開催
- ⑥ 特別支援教育研修会の開催
- ⑦ 人権教育研修会の開催

(3) 校内研修の支援

- ・各学校での研修において、指導法の改善の手立てとして最新の情報を伝える等、指導助言を行います。
- ・若年層教職員・新規採用教職員へ研修等での支援に努めます。

《主な取組》

- ① 授業研修での指導・助言
- ② 評価についての研修の支援



施策 1-3 教育課題への指導・支援の充実

施策の内容

(1) 教育課題調査・研究・開発

- ・学習意識や生活習慣の状況調査結果を分析・考察し、傾向を捉え指導に活かします。
- ・学力検査等を分析し学習過程、学習内容、学習方法の例を示し、指導に活かします。

《主な取組》

- ① 基礎学力調査と活用
- ② 教育に関する調査・研究・開発
- ③ 教育研究の奨励・普及
- ④ 教材の研究開発
- ⑤ 教科指導法の指導・支援

(2) 教育研究団体支援事業

教職員による自主的研究団体の活動を支援します。

《主な取組》

- ① 教職員による自主研修会への支援
- ② 市教育研究会運営支援
- ③ 市教育研究会への指導・助言
- ④ 各研究団体の活動支援

*1 ICT・・・Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。コンピューター技術の活用を意味する。



2 きめ細やかな教育支援の推進

現状と課題

○現状

- ・平成23年度の本市の長期欠席者（30日以上欠席した児童生徒数）のうち、「不登校」を理由とする割合は、小学校 0.19%、中学校 1.79%です。（千葉県：小学校 0.27%、中学校 2.51%）
- ・市内3か所に適応指導教室を設置し、例年、小学生が5名、中学生が20名程度来室しています。
- ・不登校の要因や背景が多様化複雑化しています。
〈不登校主な要因や背景〉
 - 学年相応の学習についていけない
 - 社会性の乏しさ
 - コミュニケーション不足
 - 発達障害（多動や衝動性）
 - 非行傾向、反社会的行動
 - 精神疾患
 - 家庭環境の変化 等
- ・適応指導教室や教育相談室が、子どもたちにとって心の居場所のひとつになるように、一人一人の心に丁寧に寄り添うようにしています。
- ・適応指導教室において、定期的に学校や保護者と連絡会を持ち、児童生徒の視点に立って、好ましい学校との関わり方を検討しています。

●課題

- ・一人一人に対してどのような支援が必要なのか、柔軟な対応が求められています。
- ・適応指導教室に来られない児童生徒に対しての具体的な支援の方法が課題です。
- ・不登校児童生徒をもつ保護者の気持ちに寄り添った支援が必要です。

施策 2-1 適応指導教室事業の推進

施策の内容

(1) 適応指導教室の充実

教育相談やグループ活動を通して、自我の確立及び集団生活への適応を図り、在籍する学校への復帰の足がかりとなるよう努めます。

《主な取組》

- ① 個別学習、グループ学習、読書活動
- ② 小集団による活動（野菜作り、運動、ゲーム、調理実習等）
- ③ 教育相談活動

(2) 連絡会の実施

在籍学校や保護者と連絡を取り、学校復帰の足がかりや社会に向けた自立を目指します。

《主な取組》

- ① 学校連絡会の実施
- ② 保護者会の実施

施策 2-2 教育相談の充実

施策の内容

(1) 面接相談・電話相談の充実

教育相談室と電話相談室をそれぞれ確保し、来談者が安心して相談できるよう努めます。

《主な取組》

- ① 面談相談
- ② 電話相談

(2) 不登校児童生徒等の相談の充実

適応指導教室に通っている児童生徒も必要に応じて、教育相談室を活用できるように努めます。

《主な取組》

- ① 教育相談室と適応指導教室の連携

(3) 関係機関との連携

相談内容によって、学校やスクールカウンセラー、医療機関等と連携し、解決に向けて支援するよう努めます。

《主な取組》

- ① 情報交換
- ② 関係機関の紹介
- ③ ケース会議の実施



3 国際理解教育の推進

現状と課題

○現状

- ・進展する国際社会で求められる「異なる国や文化の人々と外国語をツールとして円滑にコミュニケーションを図る能力」の素地を小学校外国語活動で、基礎を中学校英語授業で築くことが求められています。
- ・外国語指導助手（ALT）10人を全公立幼稚園、小学校、中学校に配置しています。
- ・毎月1回外国語指導助手（ALT）会議を開き、各学校での取り組みを情報交換し、授業での効果的なコミュニケーション活動の充実に努めています。
- ・外国人子女や帰国子女に対して日本語指導員を派遣し、日本語補助指導の支援を行なっています。

●課題

- ・実践的なコミュニケーション能力を身につけさせることが課題です。
- ・小学校外国語活動から中学校英語科へのスムーズな連携が課題です。
- ・自他国の文化や伝統に対する理解を深める必要があります。
- ・日本語指導補助の充実にさらに進めていく必要があります。

施策 3-1 国際理解教育の推進

施策の内容

- ・自国のみならず他国の文化や伝統の理解を深め、国際社会で求められる資質・能力を養います。
- ・外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めます。
- ・国際理解教育担当者、小学校外国語活動、英語科に対しての研修会をさらに充実させ、外国語指導助手（ALT）の効果的な活用及び授業の改善・工夫を図ります。

《主な取組》

- ① 外国語指導助手（ALT）の全公立幼稚園、小学校、中学校への配置
- ② 国際理解教育担当者会議、小学校外国語活動研修会、英語科研修会の実施
- ③ 小・中の連携（情報交換・交流・環境設定）

施策 3-2 外国人子女等への学校生活支援の充実

施策の内容

- ・外国人子女や帰国子女の日本語補助指導のために日本語指導員を必要に応じて配置します。
- ・日本語指導員や学校へ支援資料の提供を行います。

《主な取組》

- ① 外国人子女・帰国子女の学校生活状況の把握
- ② 日本語指導員の派遣
- ③ 支援資料の提供

4 教育の情報化の推進

現状と課題

○現状

- ・学校間グループウェアと文書管理システムを活用して、教育関係資料・各種文書の電子化および共有化を推進しています。
- ・教科指導用 ICT*1 関連環境整備として、各学校に電子黒板を配備しています。
- ・「校務システム」では、児童生徒に関わる情報を一元管理し、安全かつ効率的な情報の活用に役立てています。
- ・「校務システム」については、教職員の要望を集約し、機能の改善を図っています。
- ・校務システムを活用した学籍・成績・保健等の校務情報化を推進するため職務別の研修を実施しています。
- ・学校図書館蔵書の適切な管理と円滑な貸出業務のために、学校図書館システムを導入しています。
- ・市内小中学校コンピュータ室に児童生徒用コンピュータを配備しており、日常の授業や調べ学習に利用されています。

●課題

- ・教育資料の収集・活用・提供の方法について検討する必要があります。
- ・教育の情報化について、市内教職員にさらに周知を図り、その活用を推進する必要があります。
- ・学校間グループウェア、校務システムの運用、サーバーの管理等専門性を要する業務については、ICT 支援員を配置して取り組む必要があります。
- ・学校図書館システムのさらなる活用方法について検討する必要があります。
- ・学校では情報モラルを確立するための指導を進めていく必要があります。

施策 4-1 教育関係資料収集・活用

施策の内容

(1) 教育資料のさらなる活用

市内教職員が教育資料を共有できる仕組みを整え、研修を通して周知を図ります。充実した資料の活用と業務のスリム化を目指します。

《主な取組》

- ① 管理職・教務主任・情報主任等、各層を対象とした研修の実施
- ② 教育センターサーバーのデータ及び学校間イントラネットワーク活用の推進
- ③ 校務支援システムを活用した業務のスリム化の推進

(2) ICT を活用した校務処理の推進

研修体制をさらに整え、校務への ICT 活用が促進されるように努めます。

《主な取組》

- ① ICT 支援員の配置
- ② ICT 活用研修の実施
- ③ 校務処理へのサポート

(3) 学校図書館システムの活用の推進

学校図書館システム利用について研修を充実させ、一層有効に活用されるようにします。

《主な取組》

- ① 各学校の図書館担当職員・学校図書館司書を対象とした研修会の実施
- ② 図書システム利用について教育センターからのサポートの実施

施策 4-2 ICTを活用した学習指導の推進

施策の内容

授業におけるコンピュータや電子黒板などの活用を支援し、児童生徒のICTリテラシー*2と情報モラル*3の向上に努め、ICTを取り入れた授業がより積極的に実践されるよう支援します。

《主な取組》

- ① ICT教育研修会の実施
- ② 授業でのICT機器活用の支援
- ③ 各学校における情報モラル教育の推進
- ④ 児童生徒の情報モラル向上に関する情報の提供

施策 4-3 情報セキュリティの確保

施策の内容

印西市小中学校セキュリティポリシーを遵守し、情報の安全かつ効果的な利用を図ります。

《主な取組》

- ① セキュリティポリシー運用に関する研修会の実施
- ② 情報セキュリティ遵守に関する情報の発信
- ③ セキュリティポリシー見直し及び修正の適宜実施

施策 4-4 教育広報の充実

施策の内容

市内小中学校の教育活動をより充実させるため、教育センターから積極的に教育情報を発信します。

《主な取組》

- ① 教育センターホームページを利用した教育情報の発信
- ② 「教育センターだより」を利用した市内小中学校の取り組み等の紹介

*1 ICT・・・Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
コンピュータ技術の活用を意味する。

*2 ICTリテラシー・・・情報技術（コンピュータ等の情報機器）を使いこなす能力

*3 情報モラル・・・情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。学習指導要領では、各教科の指導の中で身につけさせることとしている。

5 特別支援教育の推進

現状と課題

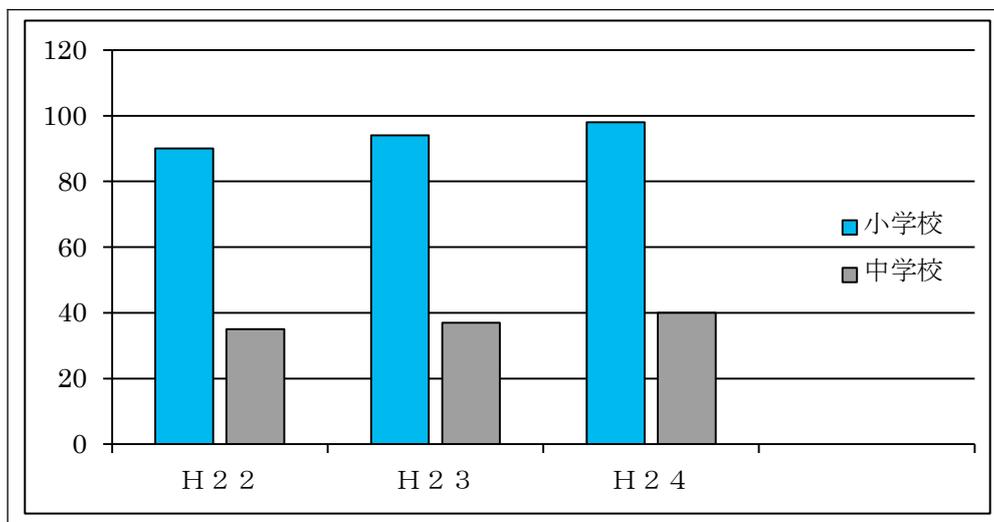
○現状

- ・小中学校に在籍する障害のある児童生徒数は、年々増加の傾向にあり、特別支援学級介助員や通常学級指導員を配置するなど、特別支援教育の充実を図っています。
- ・各学校において、校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名がなされ、学校の実情に応じた特別支援教育の校内体制が作られてきています。
- ・関係機関と連携し、早期就学相談を実施、円滑な支援教育・就学の充実を図っています。

●課題

- ・児童生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進の観点から、より適切な指導や支援ができるよう、すべての教職員が特別支援についての知識の深化を図っていく必要があります。

資料：特別支援学級在籍者数(人)



施策 5-1 特別支援体制の充実

施策の内容

発達障害を含む障害をもつすべての児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという立場に立ち、その能力や可能性を最大限に伸ばすために、一人一人の教育的ニーズの把握と支援を目指します。

《主な取組》

- ① 個別指導計画の作成と活用
- ② 特別支援学級介助員の配置
- ③ 通常学級指導員の配置
- ④ 校内支援体制の充実
- ⑤ 家庭、医療、関係機関等との連携
- ⑥ 適応指導教室との連携
- ⑦ 特別支援コーディネーター、管理職、通常学級担任、特別支援学級介助員・通常学級指導員を対象とした研修会の開催

施策 5-2 就学指導の推進

施策の内容

乳幼児期からの一貫した相談体制を整えるため、関係機関との連携を図り、就学指導の充実を目指します。

《主な取組》

- ① 就学指導委員会の開催
- ② 早期就学相談の実施
- ③ 関係課（社会福祉課・健康増進課・保育課・子育て支援課・指導課）担当者会議の実施

6 学校・幼稚園施設の充実

現状と課題

○現状

- ・市内全小中学校の耐震改修工事が完了しています。
- ・校舎等建物の老朽化が進んでいます。
- ・夏季における教室等の室温が以前より高くなってきており、特別教室にエアコン、普通教室に扇風機を設置しています。

●課題

- ・東日本大震災以降、全国的に耐震改修工事が進められており、本市においては全ての学校で耐震改修工事は完了しましたが、更なる安全保持のため、今後は非構造部材の耐震化が必要となります。
- ・建物の修繕を行い良好な学習環境の維持に努めていますが、老朽化に対する対応が追いつかず部分的な修繕に止まっています。
- ・近年、夏季における気温が上昇傾向にあることから、良好な学習環境を維持するための対策を更に講ずる必要があります。

施策 6-1 安全な学校・幼稚園施設の推進

施策の内容

(1) 大規模改修工事の実施

良好な学習環境確保のために校舎等の計画的な改修工事を進めてまいります。

《主な取組》

- ① 新市大規模改修計画の策定
- ② 大規模改修計画に基づく改修工事

(2) 非構造部材の耐震化

学校施設の安全確保のため、調査及び計画的な改修に努めます。

《主な取組》

- ① 非構造部材の調査
- ② 調査結果に基づく計画の策定

(3) 夏季の暑さ対策

良好な学習環境確保のため、暑さ対策の検討を行います。

《主な取組》

- ① 夏季の教室等の現状を把握
- ② 改善計画の策定

(4) 設備・備品等の整備充実

快適な学習環境確保のため、設備・備品等の整備を行います。

《主な取組》

- ① 計画的な備品の整備

施策 6-2 学区の適正化

施策の内容

安全に安心して学校生活を送れるように、学校規模や学区（通学区）の検討を行います。

《主な取組》

- ① 学校規模や学区（通学区）の適正化についての検討と調整



第3節 目標（3） 学校・家庭・地域の連携強化

1 学校安全の推進

現状と課題

○現状

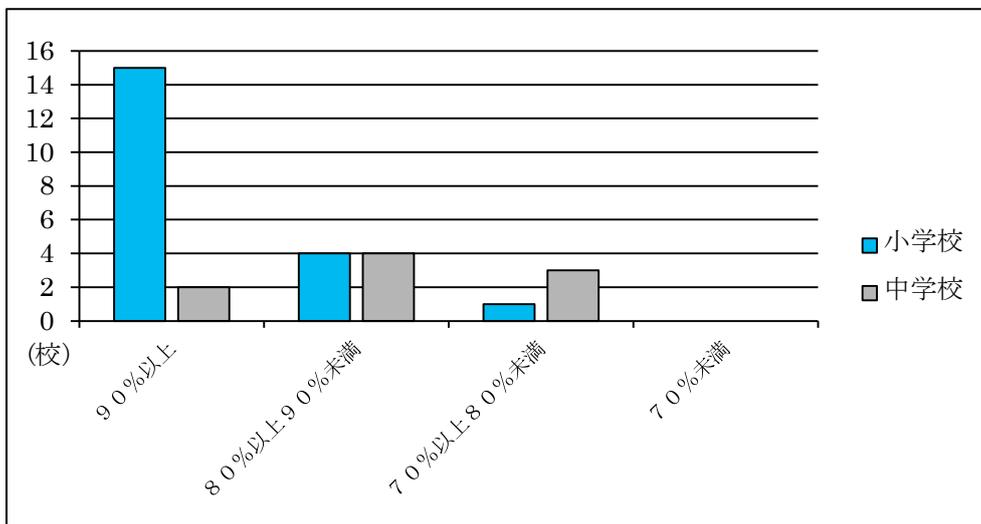
- ・多様化する災害・犯罪・事故等から児童生徒の命を守るために、安全教育の推進と安全管理の充実に努めています。
- ・全ての公立幼稚園、小・中学校において、警察及び市民安全課、市交通指導員と連携して交通安全教室を行い、事故防止に努めています。
- ・全ての公立幼稚園、小・中学校において、警察と連携して防犯教室を行い、誘拐・薬物乱用・インターネット犯罪による被害の予防に努めています。
- ・全ての公立幼稚園、小・中学校において、避難訓練や引き渡し訓練を行い、各園・各学校の実情に即した安全教育に取り組んでいます。
- ・全ての児童に対して、防犯ブザーの貸与と安全マップの配布を行い、安全確保に努めています。
- ・全ての自転車通学児童生徒に対して、ヘルメットの貸与を行っています。
- ・各小学校の通学路を中心に、児童・保護者・教職員が点検活動を行い、危険箇所を記して、小学校区毎に安全マップを作成しています。
- ・学校管理下における負傷や疾病への対応として災害共済給付制度への加入を行っています。



●課題

- ・地域の事情が大きく異なるため、児童生徒の安全確保に関しては、学校ごとに対応の工夫改善を図っていく必要があります。
- ・交通安全に関しては、自ら身を守れる児童生徒の育成を図るとともに、通学路等の定期的な点検を行い、改善を続けていく必要があります。
- ・防犯及び防災に関しては、緊急時に適切な行動をとれる児童生徒の育成を図るとともに、事件や災害の被害を最小限に防ぐための学校体制及び関係機関との連携体制を充実させていく必要があります。
- ・保護者向けに情報を配信するスクールメールの登録率は市内全校で7割を超えていますが、緊急時の重要な連絡手段であることをふまえ、より一層の登録率向上を目指していく必要があります。

資料：スクールメールの登録状況（登録率と学校数）



施策 1-1 安全教育の充実

施策の内容

交通事故や不審者等による犯罪、災害等から児童生徒を守るために「自ら身を守れる児童生徒」の育成を図ります。また、緊急時に児童生徒が適切な行動をとれるようにするために、避難行動に関する指導や訓練の充実に努めます。

《主な取組》

- ① 全公立幼稚園、小・中学校における交通安全教室の実施
- ② 全公立幼稚園、小・中学校における防犯教室の実施
- ③ 全公立幼稚園、小・中学校における避難訓練の実施

施策 1-2 安全管理の充実

施策の内容

(1) 児童生徒の安全確保

児童生徒の安全を確保するために、各学校において防災計画の作成や定期的な安全点検を行います。また、安全主任研修会等を通して教職員の質の向上を図ります。

《主な取組》

- ① 防災計画・学校安全マニュアルの見直しと定期的な施設点検の実施
- ② 安全主任等研修会の開催
- ③ 災害時における保護者、関係機関及び地域との連携体制の確立
- ④ 「こども110番の家」の推進

(2) 通学路の安全確保

通学路の安全を確保するために、各学校・関係諸団体の協力を得ながら危険箇所を抽出し、警察・道路管理者等と連携しながら対応を進めます。

《主な取組》

- ① 定期的な通学路安全点検の実施と警察・道路管理者等と連携した対応
- ② 児童・保護者・教師の点検による全小学校区の安全マップの作成と、関係機関への配付

(3) 学校管理下における災害共済給付

学校管理下において児童生徒に災害（負傷・疾病等）が発生した場合の対応として、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入と活用を図ります。

《主な取組》

- ① 災害給付制度への加入の推奨
- ② 災害給付手続きに関する学校への情報提供及び指導



2 開かれた学校づくりの推進

現状と課題

○現状

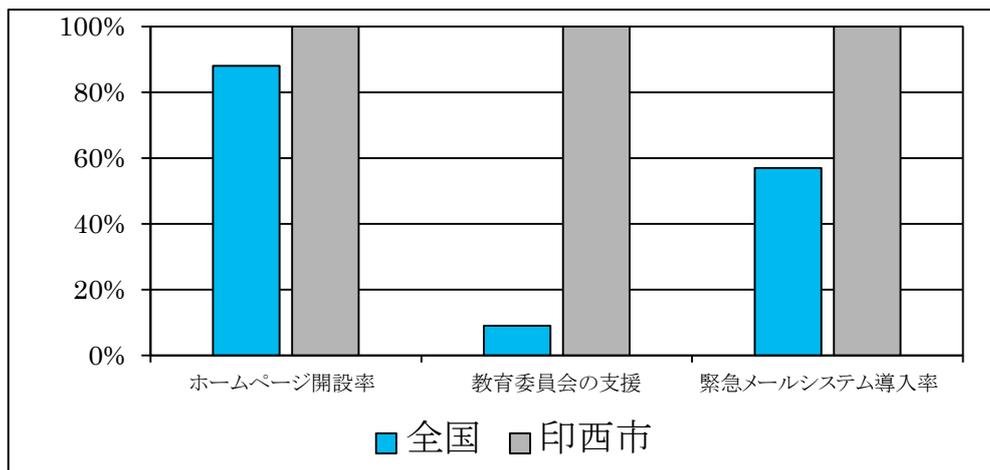
- ・ net commons^{*4} を利用してホームページを作成し、情報の積極的利用に努めています。市内すべての小中学校でホームページを開設しています。
- ・ 市共通の CMS^{*5} を活用して、各学校のホームページの運用を支援しています。
- ・ 保護者向けに、緊急性のある連絡が即時配信されるメールシステム（スクールメール）を導入しています。
- ・ 各小・中学校で学校評価を行い、結果を学校経営に反映させています。

●課題

- ・ 各小中学校ホームページ運用に関して、特定の職員だけでなく、より多くの職員が運営に携わる必要があります。
- ・ メールシステム（スクールメール）の活用方法について、さらに多くの保護者へ周知を図る必要があります。
- ・ 開かれた学校づくりを進めるために、より実効性のある学校関係者評価を実施する必要があります。

資料：ホームページ開設率・運用に関する全国と印西市の比較

（第8回教育用コンピュータ等に関するアンケート調査 平成23年度日本教育工学振興会調べ）



*4 net commons、国立情報学研究所が開発した CMS。情報を公開する、格納する、管理する機能を有する WEB アプリケーション。

*5 CMS コンテンツマネジメントシステムの略。テキストや画像などのデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信など必要な処理を行うシステムの総称。

施策 2-1 学校情報の積極的な提供

施策の内容

(1) 市内小中学校ホームページの一層の充実

ホームページの一層の充実に取り組みます。

《主な取組》

- ① 各学校へのホームページ運用に関する支援
- ② 各学校のホームページの紹介
- ③ net commons の利用と活用に関する研修の実施
- ④ net commons や外部無料ブログサイトを利用した児童生徒によるサイト運営の促進

(2) 保護者向け情報配信システム（スクールメール）の一層の活用

緊急時の迅速な情報配信と保護者の利便性を高めるため、保護者向け情報配信システムをより有効活用するよう努めます。

《主な取組》

- ① 保護者に対する配信システム登録への呼び掛けの促進
- ② 各学校担当者への研修の実施。配信システムの利活用方法の周知
- ③ 学校内組織の連絡網としての利用の促進
- ④ 情報配信システムについて、学校広報の観点からの利用を促進

施策 2-2 学校評価の活用

施策の内容

全小・中学校において学校評価を行い、その結果を次年度の学校づくりに反映させ、よりよい学校経営に努めます。

《主な取組》

- ① 学校評価の実施
- ② 学校評価の公表

3 教育資源の活用

現状と課題

○現状

- ・印西市教育センター施設、及び草深の森を活用した親子自然科学体験を実施しています。
- ・親子を対象とした自然観察、工作、実験等の活動に取り組む機会を設けており、参加者から高い評価を得ています。
- ・小学6年生が半日程度の就労密着観察学習を実施しています。
- ・全中学2年生が連続した2～3日間の職場体験学習を実施しています。
- ・職場体験学習の実施に当たり多くの事業所が受け入れて下さり、地域の子どもは地域で育てるという地域の理解が定着しています。
- ・職場体験学習を通し、異世代とのコミュニケーション能力を高めると共に社会での基本的マナーや言葉遣い等を身につける場となっています。
- ・小学校就学前の不安を取り除き、希望を持って小学校生活に移行できるように、年長園児と低学年児童との合同行事を開催したり、入学前に校舎案内等の機会を設けたりしています。

●課題

- ・自然観察体験を、より魅力ある活動にするために、草深の森の活用を推進するとともに、参加者の評価を次回の工作、実験に反映させる必要があります。
- ・職場体験学習に関し、児童生徒の希望する業種に対応するために、事業所の更なる拡大をする必要があります。



施策 3-1 自然体験学習の推進

施策の内容

教育センターの施設や周辺の豊かな自然環境を活用し、自然や科学に親しむとともに、親子の絆を深める体験学習を推進します。

《主な取組》

① 親子自然観察会の実施

(里山自然観察会・星空観察会・わら細工体験・科学実験教室等)

施策 3-3 キャリア教育*6の推進

施策の内容

学校と地域社会との円滑な接続を図りながら、キャリア教育を発達段階に応じて推進します。

《主な取組》

① 就労密着観察学習「夢・仕事ぴったり体験」(小学校6年)への支援

② 職場体験学習「印西市生き活き体験」(全中学校2年)の実施

③ 地域の企業、職業人との連携

施策 3-3 交流事業の充実

施策の内容

幼稚園と小学校、小学校と中学校の交流活動を通して、教育の円滑な接続と連携を図ります。

《主な取組》

① 年長園児と低学年児童の合同体験学習・音楽会(コスモスコンサート)の開催

② 小学校と中学校の連携

*6 キャリア教育・・・望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画に定める施策の効果的・効率的な実施にあたっては、市教育委員会が国・県の関係機関をはじめ、学校・家庭・地域社会と相互に連携を図り、一体となって推進します。



第2節 計画の周知

本計画の実施にあたっては、学校や教育行政をはじめ、子どもの教育に関わる全ての市民への周知を図り、意識啓発を行い、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

本計画の周知へ向け、広報紙やホームページなどを活用して、市民への周知・啓発を図ります。

第3節 計画の進行管理



本計画の進行管理にあたっては、毎年度の教育施策において点検評価を行い、学識経験者の知見を活用した上で公表します。

また、点検評価の結果は教育施策に反映させ、「PDCAサイクル」を基とした効率的な行政運営を目指します。

第4節 重点施策

本計画に掲げた施策のうち、5カ年間に重点的に推進するものとして、以下の項目を重点施策として定め、着実な達成を図ります。

特色ある教育活動の支援・小学校駅伝大会の開催・子どもの学び支援事業の推進

きらり輝く印西の子どもたちの「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」を育むために、3つの事業を推進します。

子どもたちの個性や能力の伸張を図るために、特色を持って取り組んでいる教育活動を支援する「特色ある教育活動推進事業」を展開します。

スポーツを通して心身ともにたくましい子どもを育成するために、「小学校駅伝競走大会」を開催します。

子どもたちの学びをより豊かに発展させるために、体験学習を充実させる「子どもの学び支援事業」を展開します

学校図書館の充実

自ら進んで本を手にする子どもを育てるために、学校図書館を活用した授業づくりや、全校一斉読書等の推進に努めます。

主体的・意欲的な学習態度、自ら学ぶ力、情報活用能力を育むために、図書システムの有効な活用、市立図書館との連携、学校図書館司書の増員を行い、学習・情報センターとしての機能の充実を図ります。

情操教育の充実

児童生徒の人格形成の基盤となる豊かな情操や規範意識、自他ともに尊重し命を大切に作る心等を育成するため、教育活動全体を通して道徳教育を推進するとともに、差別やいじめを許さない学校風土づくりのため、日常的な人権教育の充実を図ります。

幅広い音楽活動や日本の伝統芸能の鑑賞を通して、豊かな情操を養います。

個性や能力を伸ばす教育の推進

「生徒指導の機能を重視した『わかる授業』展開」の実践を目指し、市内全職員が学習指導案を作成し、授業研修を行います。

思考力・判断力・表現力の育成に向け、基礎学力を向上に努めるとともに、ICTを活用し、きめ細やかな指導、多角的にものを捉え、表現する授業づくりを目指します。

「生きる力」の基盤となる自己表現力を育成するため、国語科と各教科との連携や総合的な学習の時間を関連させる等、指導法の工夫・改善に努めます。

国際理解教育の推進

外国語活動・英語の授業や各教科の授業の中で、自国のみならず他国の文化や伝統等への理解を深め、グローバル化した現代社会で求められる資質・力を養います。

外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めます。

コミュニケーション能力を身につけさせるための授業実践を目指し、国際理解教育担当者、小学校外国語活動、英語科に対しての研修会をさらに充実させ、外国語指導助手（ALT）の効果的な活用及び授業の改善・工夫を図ります。

ICTを活用した学習指導の推進

授業におけるコンピューターや電子黒板などの活用を支援し、児童生徒のICTリテラシーと情報モラルの向上に努め、ICTを取り入れた授業がより積極的に実践されるよう支援します。

特別支援体制の充実

発達障害を含む障害をもつすべての児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという立場に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を目指します。

乳幼児期からの一貫した相談体制を整えるため、医療機関・健康増進・社会福祉・保育機関との連携をとり、就学指導の充実を図ります。

安全な学校・幼稚園施設の推進

園児・児童・生徒の安全な学校（園）生活を確保するために、校舎等の計画的な改修工事を進めてまいります。

良好な学習環境を確保するために、教育設備・備品等の整備充実に努め、教育環境の充実を図ります。

夏季における良好な学習環境を確保するための対策を検討してまいります。

安全管理の充実

児童生徒の安全を確保するために、各学校において実態に即した防災計画を作成し、随時見直しを行い、定期的な安全点検に基づいて改善を図ります。

また、安全主任研修会等を通して教職員の質の向上を図り、各学校における安全管理の充実に努めます。

通学路の安全を確保するために、各学校・関係諸団体の協力を得ながら定期的に危険箇所を抽出し、警察・道路管理者等と連携しながら具体的な対策を検討し、登下校中の安全管理の充実を目指します。

印西市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条の第2項に基づく教育振興基本計画の策定にあたり、その検討を行うため、印西市教育振興基本計画策定懇話会（以下「策定懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定懇話会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関わる助言及び提言。
- (2) その他教育振興基本計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定懇話会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 市PTA関係者

(任期)

第4条 策定懇話会の任期は、所期の目的を達成したとき、又は教育委員会が指示したときは解散するものとする。

(座長等)

第5条 策定懇話会に座長及び副座長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、策定懇話会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、会長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定懇話会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 策定懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定懇話会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定懇話会の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年11月20日から施行する。

印西市教育基本計画策定懇話会委員

	氏 名	備 考
1	宿 城 高 興	学識経験者
2	篠 原 英 光	学識経験者
3	篠 田 幸 代	学識経験者
4	柏 木 伸 治	学校教育関係者
5	中 山 敏 栄	学校教育関係者
6	杉 村 泰 輔	PTA 関係者
7	豊 田 美由紀	PTA 関係者

印西市教育振興基本計画

発行日：平成25年3月

編集・発行：印西市教育委員会

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

電話 0476(42)5111(代表)

FAX 0476(42)0033



印西市

いんざい